

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察庁舎管理規程の一部を改正する規程

香川県警察庁舎管理規程（平成12年香川県警察本部告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(庁舎管理責任者等)</p> <p>第4条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県警察本部通信指令課航空隊 庁舎</td> <td style="text-align: center;">香川県警察本部通信指令課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県警察本部通信指令課鉄道警 察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		香川県警察本部通信指令課航空隊 庁舎	香川県警察本部通信指令課長	香川県警察本部通信指令課鉄道警 察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）		略		<p>(庁舎管理責任者等)</p> <p>第4条 庁舎の管理に関する事務を行わせるため、庁舎管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる庁舎に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県警察本部地域課航空隊庁舎</td> <td style="text-align: center;">香川県警察本部地域課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県警察本部地域課鉄道警察隊 庁舎（高松駅派遣所を含む。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		香川県警察本部地域課航空隊庁舎	香川県警察本部地域課長	香川県警察本部地域課鉄道警察隊 庁舎（高松駅派遣所を含む。）		略	
庁舎の区分	庁舎管理責任者																				
略																					
香川県警察本部通信指令課航空隊 庁舎	香川県警察本部通信指令課長																				
香川県警察本部通信指令課鉄道警 察隊庁舎（高松駅派遣所を含む。）																					
略																					
庁舎の区分	庁舎管理責任者																				
略																					
香川県警察本部地域課航空隊庁舎	香川県警察本部地域課長																				
香川県警察本部地域課鉄道警察隊 庁舎（高松駅派遣所を含む。）																					
略																					

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。